# もしもの災害に備えて

# 総合火災共済普通火災共済





# 火災はもちろん火災以外の事故から住宅、店舗、事務所、 工場、倉庫等を守り、安心づくりのお手伝いをいたします。

建物、家財、什器・備品、機械・設備、商品・製品が共済の対象となります。

● 住宅物件:単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置およびこれらの収容家財をいいます。

● **普通物件**:普通火災共済で住宅物件および工場物件に該当しないものを

● 工場物件:作業人員常時50人以上、動力50kW以上、電力100kW 以上使用のいずれかに該当する場合を工場物件といいます。 組合にご加入の際は出資1口(1,000円)をお預かりいたします。また、脱退される場合はお返しいたします。 ※中小企業の事業者以外の方は員外利用者となりますので出資は必要ありません。

# 補償の内容



失火や類焼による火災によって損害が生じたとき ※消防活動による水濡れ、 破壊等を含みます。

# 2 落雷



落雷による衝撃または異常 電流によって直接損害が生 じたとき

# 3 破裂または 爆発



ボイラの破裂やガスの爆発等 によって損害が生じたとき

# 4 風災·雹災· 雪災



台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、 雹災、または豪雪、雪崩による雪 災によって、共済の対象の損害の 額が20万円以上となったとき ※損害の認定は1敷地内ごとに、 共済の対象すべてについて一

括して行ないます。

# 5 水災



台風、暴風雨、豪雨等による 洪水、融雪洪水、高潮、土砂 崩れ、落石等の水災によって 損害が生じたとき

# 6 物体の落下・ 飛来・衝突



建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込み等によって損害が生じたとき

※工場物件の場合は航空機の墜落 や付属品の落下・車両の衝突等 で共済の対象の損害の額が1敷 地内で20万円以上となったとき

X

X

# 7水流れ

給排水設備の事故による漏水、放水、溢水または他の戸室の事故によって水濡れの損害が生じたとき ※工場物件の場合は給排水設備の事故によって損害が生じたとき

# 8 騒優・集団行動 などに伴う暴力 行為、労働争議



デモ、ストライキなどによる 暴力行為や破壊行為によって 損害が生じたとき ※工場物件の場合は共済の対

※工場物件の場合は共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったとき





家財や設備・什器などの盗難、または盗難の際に建物、家財、設備・什器などが壊されたり、汚されたりしたとき ※預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき

# 共済の種類

#### 共済の種類によってお支払いする損害共済金 下表の○×について:○…補償されます ×…補償されません 総合火災共済 0 0 0 0 O 【住宅・普通物件】 普通火災共済 0 0 0 O × X X X X 【住宅・普通物件】 普通火災共済 X 【工場物件】 ●落電により停電したた ●普通物件は地盤面より45cm以上 ●地震、噴火、津波を原因 ●凍結による水道管の破裂 ●損害の額が20万円未満 ●雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、 ●給排水設備自体に生じた ●被共済者または被共済者側 ●共済の対象が商品の場合、盗 共済金をお支払い めに生じたことによる溶 の浸水がないとき 煤煙その他これらに類する 損害の修理費用 に属する者の労働争議に伴 難による損害 とする指害 等の指害 のとき できない主な場合 ●住宅物件は地盤面より45cm以上 ●融雪水の漏入、凍結、融 物の落下、飛来、土砂崩れ う暴力行為または破壊行為 ●現金・預貯金証書の損害につ 融、腐食の損害 ●自室の水道の蛇口の締め 共済の対象の欠陥 ※地震火災費用共済金 雪洪水、除雪作業による の浸水があった場合でも床上浸 等による損害 忘れによって生じた自室 による損害 いて生活用の場合は家財、業 自然の消耗もしくは劣化 はお支払いの対象と 損害 水とならないとき ●共済契約者または被共済者 の共済の対象の水濡れに 務用の場合は什器・備品等の ・ねずみ食い、虫食い等 なります。 ●窓や戸の閉め忘れによる ※ 床上浸水とは、居住の用に供する が所有または運転する車両 よる損害 ご契約がないとき 機能の喪失または低下を伴わな 雨、風、雹、雪の吹き込 部分を超える浸水をいいます。 等の衝突または接触による ●共済の対象である動産が屋外にあ い掲字 みによる損害 ●地震を原因とする津波による損害 る場合に生じた盗難による損害 ~ 9 の 補 償 に プ ラ ス し て お 支 払 い す る 費 用 共 済 金 下表の○×について:○…お支払いします ×…お支払いできません 0 O 0 0 0 0 臨時費用 O X X 0 0 O 0 0 0 0 X 残存物取片づけ費用 × 0 O X X 失火見舞費用 X X X X X

# 費用共済金のお支払方法

修理付帯費用

損害防止費用

### 地震火災費用共済金

0

 $\bigcirc$ 

地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災で、半焼以上の損害が生じたときは、共済金額の5%以内で1事故1敷地内ごとに300万円を限度として

お支払いします。 ※家財は収容建物が半焼以上か、家財が

80%以上の損害のとき
※家財以外の動産は、収容
建物が半焼以上のとき

※工場物件は2,000万円 を限度とします。



0

住宅物件および普通物件・工場物件で居住部分に関わる費用はお支払いできません。

1~4、6~8 の事故の場合、損害共済金の30%を臨時の費用としてお支払いします。

- ※1事故につき1敷地内ごとに下記に掲げる額が限度です。
- ●住宅物件…100万円 ●普通物件…500万円
- ●工場物件…500万円



0

 $\bigcirc$ 

#### 残存物取片づけ費用共済金

×

X

1 ~ 4、6 ~ 8 の事故の場合、残存物の取片づけに必要な費用を支出した場合にその実費をお支払いします。

※損害共済金の10%が限度です。



#### 失火見舞費用共済金

X

X

1または3の事故で、他人の所有物に損害を与えたとき被災世帯の数×20万円をお支払いします。

※1事故につき共済金額の20%が限度です。



### 修理付帯費用共済金

1 ~3 の事故による損害の復旧にあたり、 当組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用の実費をお支払いします。住宅物件および普通物件、工場物件の居住部分は対象となりません。(例:仮店舗の賃借費用)

※1事故につき1敷地内ごとに共済金額の30% または下記の額のいずれか低い額が限度です。

●普通物件…1,000万円 ●工場物件…5,000万円

仮店舗

×

X

#### 損害防止費用共済金

X

X

1~3の事故で、損害の防止、軽減のために支出した費用をお支払いします。 (例:消火薬剤の再取得費用) ※1火災 2落雷 3 破別

※1 火災 2 落雷 3 破裂 または爆発の算出方法と 同じです。

※普通物件を普通火災共済で 契約し全損となった場合は お支払いしません。



対象となりません。 総合火災共済、普通火災 共済は時価比例払いで す。専用住宅、併用住宅

屋外設備・装置、アーケー

ド等および野積みの動産

は総合火災共済の共済の

X

X

総合火災共済、普通火災 共済は時価比例払いで す。専用住宅、併用住宅 には新価実損払いの新総 合火災共済もご検討くだ

| 補償の内容                       | 共済金をお支払いする場合  |   | お支払いする共済金  |  |  |
|-----------------------------|---|---|--|--|--|
| 1 火災 2 落雷 🕸 🗽               |   |   | 普通火災共済(住宅物件)<br>総合火災共済の場合  | 普通火災共済<br>(普通物件、工場物件)の場合   |  |
| 3 破裂または爆発                   | 火災、落雷、破裂・爆発によって共済の対象が損害を受けたとき   |   | (1) 共済金額が共済価額の80%以<br>上のとき<br>損害の額 = 損害共済金   | (1) 共済金額が共済価額以上のとき<br><b>損害の額 = 損害共済金</b><br>※共済金額を限度とします。                                     |  |
| 4 風災・雹災・雪災                  | 風災(注1)、電災または雪災(注2)によって共済の対象が損害(注3)を受け、その損害の額が20万円以上となったとき(注1)台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。(注2)豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。(注3)風、雨、雪、雹、砂壁その他これらに類するものの吹き込みによって生じた損害については、建物の外側が風災・電災・雪災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。 |   | <ul> <li>※共済金額を限度とします。</li> <li>(2) 共済金額が共済価額の80%より少ないとき</li> <li>損害の額 × 共済金額</li> <li>共済価額×80%</li> <li>= 損害共済金</li> <li>※共済金額を限度とします。</li> </ul> | 損害の額×共済金額  |  |
| -b                          | 住宅物件の場合   | 非住宅物件の場合  |  |  |  |
| <b>5</b> 水災                 | ①建物や家財にそれぞれの共済価額<br>の30%以上の損害が生じたとき   | ①建物や家財にそれぞれの共済価額<br>の30%以上の損害が生じたとき   | 共済金額 × <u>損害の額</u><br>共済金額 × 共済価額  | = 水害共済金  |  |
|                             | ②建物が床上浸水を被り、建物や家財にそれぞれの共済価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき   | ②建物が床上浸水または地盤面より<br>45㎝を超える浸水を被り、建物や<br>家財にそれぞれの共済価額の15%<br>以上30%未満の損害が生じたとき  | 共済金額 × 10% = 水害共済金<br>1回の事故につき、1敷地内ごとに20<br>限度とします。  | :  |  |
|                             | ③建物が床上浸水を被り、建物や家財に共済価額の15%未満の損害が生じたとき   | ③建物が床上浸水または地盤面より<br>45㎝を超える浸水を被り、建物や<br>家財に共済価額の15%未満の損害<br>が生じたとき<br>④建物が床上浸水または地盤面より<br>45㎝を超える浸水を被り、設備・<br>代器等または商品・製品等に損害が<br>生じたとき | 書共済金の額は、1回の<br>故につき、1敷地内ごと<br><b>共済金額 × 5% = 水害共済金</b><br>1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を<br>限度とします。  |  |  |
| <br><mark>⑥</mark> 物体の落下・飛来 | 総合火災共済<br>(住宅物件・非住宅物件)の場合   | 普通火災共済<br>(工場物件) の場合  | 総合火災共済<br>(住宅物件・非住宅物件)の場合  | 普通火災共済<br>(工場物件)の場合  |  |
| • 衝突                        | 建物の外部からの物体の落下、飛来、<br>衝突、接触もしくは倒壊または建物<br>内部での車両もしくはその積載物の<br>衝突もしくは接触によって共済の対<br>象が損害を受けたとき   | 航空機の墜落、接触または飛行中の<br>航空機からの物体の落下、車両の衝<br>突、接触によって共済の対象が損害<br>を受け、その損害の額が20万円以上<br>となったとき   | <ul> <li>(1) 共済金額が共済価額の80%以上のとき<br/>損害の額 = 損害共済金<br/>※共済金額を限度とします。</li> <li>(2) 共済金額が共済価額の80%より少ないとき</li> </ul>                                    | (1) 共済金額が共済価額以上のとき<br>損害の額 = 損害共済金<br>※共済金額を限度とします。<br>(2) 共済金額が共済価額より少ない<br>とき<br><b>土済全額</b> |  |
| 7 水濡れ                       | 給排水設備に生じた事故、被共済者<br>以外の者が占有する戸室で生じた事<br>故に伴う漏水、放水、溢水によって共<br>済の対象が損害を受けたとき  | 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、<br>放水、溢水によって共済の対象が損<br>害を受けたとき  | 損害の額 ×       共済金額       共済価額×80%       + 持済価額×80%       = 損害共済金       ※共済金額を限度とします。  |  |  |
| 8 騒擾・集団行動などに<br>伴う暴力行為、労働争議 | 騒擾およびこれに類似する集団行動、<br>労働争議に伴う暴力行為、破壊行為<br>により共済の対象が損害を受けたと<br>き  | 騒擾およびこれに類似する集団行動、<br>労働争議に伴う暴力行為、破壊行為<br>により損害の額が20万円以上となっ<br>たとき   |  |  |  |
| 9 盗難                        | (1) 盗難によって共済の対象である建物、家財、設備・什器等について生じた<br>盗取、損傷、汚損の損害を受けたとき<br>(2) 共済の対象が家財の場合で、建物内の生活用の通貨、預貯金証書の盗難、ま<br>たは共済の対象が診備・仕器等の場合で、建物内の業務用の通貨、預貯金証  |   | 超えるもの、稿本、設計書等を明<br>の事故につき1個または1組ごとに<br>(2) 現金の盗難または預貯金証書の盗難  | 防品で1個または1組の価額が30万円を<br>記して共済の対象に含めた場合は、1回  |  |

# 用語の解説

共済価額…損害が生じた地および時における これに連続した土地で、同一共済契約者また 共済の対象の価額をいいます。

再調達価額…共済の対象と同一の構造、質、 います。 用途、規模、型、能力のものを再築または再 また、公道、河川等が介在していても敷地内は 取得するのに要する額をいいます。

時価額…共済の対象の再調達価額から使用に なします。 よる消耗および経過年数などに応じた減価額 被共済者…共済の対象の所有者の方で、事故 を控除した額をいいます。

**共済金額**…万一の事故の際にお支払いする共 償を受けられる方をいいます。 済金の限度額をいいます。

減価割合…再調達価額から時価額を控除した

額を再調達価額で除した割合をいいます。

が発生した場合に共済契約によって共済の補 非住宅物件…住宅物件以外のものをいいます。

**敷地内**…特別の約定がない限り、囲いの有無 を問わず、共済の対象の所在する場所および

は被共済者によって占有されているものをい

中断されることなく、これを連続した土地とみ

**損害の額**…損害が生じた地および時における共済価額を基準に算出します。損害が生じた共済の対象 を修理することができるときは、共済価額を限度とし、次の算式によって算出した額を限度とします。

修 理 費 ー 修理によって共済の対象の価額 ー 修理に伴って生じた残存 物がある場合は、その価額

= 損害の額

(注) 共済の対象の種類や維持・管理状況によって上限を定めています。詳細は、「約款」をご覧ください。

# 共済契約の対象を確認しましょう

建物のみの契約では、家財、介器・備品、機械・設備、商品・製品等の損害は補償さ れません。建物とは別にご契約が必要になりますのでご注意ください。

| 対 |     | 象 | 内                                    | 容                 |
|---|-----|---|--------------------------------------|-------------------|
| 建 |     | 物 | 建物および建物に付加した設備(電気、通信                 | 、給排水、冷暖房、エレベーター等) |
| 家 |     | 財 | 家庭用に使用している生活用品(電化製品、                 | 衣類、パソコン、タンス等)     |
| 1 | 器・備 | 品 | 業務用に使用している業務用品(電化製品、通信機器、事務用品、作業用品等) |                   |
| 機 | 械・設 | 備 | 工場内で稼働する機械、屋外設備(一般機械                 | 、冷凍装置、屋外キュービクル等)  |
| 商 | 品・製 | 品 | 商品、製品、半製品、原材料等(仕入原価が                 | が基準になります)         |

※賃貸物件等の建物に造作等の設備を施した場合の共済の対象の引き受けは、取 扱代理所または当組合にご相談ください。

# 共済金額設定のおすすめ

- ●共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償となりますよう、時価額いっぱ いのご契約をおすすめいたします。
- ●時価額を超えてご契約された場合、時価額がお支払いする共済金の上限となり ますのでご注意ください。
- ●他の共済契約(保険契約を含みます)がある場合には必ずお申し出ください。 ご契約にあたっては、他の共済契約(保険契約を含みます)とあわせて時価額 に過不足なくご契約金額をお決めください。
  - ※他の共済契約とは、この共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在 する被共済者所有の建物、家財、什器・備品、機械・設備、商品・製品につい て締結された損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。

# 共済金額不足の場合の普通火災共済(普通物件、工場物件)のお支払い例

#### <全損の場合>

[生活用] 現金20万円・預貯金証書200万円または、家財の共済金額のいず

[業務用] 現金30万円・預貯金証書300万円または、代器等の共済金額のい

れか低い額

ずれか低い額

共済金は1,000万円までしか支払われず、復旧に 充分な共済金は支払われません。

#### <半損(損害額1,000万円)の場合>

共済金は500万円しか支払われません。 ※その他、費用共済金はお支払いの対象となります。

損害の額

1,000万円 1,000万円 × 2,000万円 = 500万円 共済価額

(共済金額が 1,000万円不足 共済金額 1,000万円

火災発生

共済価額 (時価額) 2,000万円

8

書の盗難により損害を受けたとき

たは共済の対象が設備・什器等の場合で、建物内の業務用の通貨、預貯金証

4

# 類焼見舞金補償特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所が類焼してしまった場合に類焼先に見舞金をお支払いします。

- ●住宅だけではなく、店舗、事務所、工場などの建物や建物内収容の機械や商品も類焼補償の 対象となります。
- ●見舞金の額は一つの建物(建物内収容動産を含みます)ごとに300万円を限度にお支払いします。

# 特約掛金

建物の構造や共済金額に関係なく一律年間掛金

1,500**m** 

# 見舞金をお支払いする事故

ご契約された建物またはこれに収容される動産、ご契約された動産 またはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破 裂または爆発による事故の場合に対象となります。



# お支払いする見舞金

| 損害の程度                                | お支払額                          |  |
|--------------------------------------|-------------------------------|--|
| 類焼先が <b>全損</b> の場合<br>(時価の80%以上の損害)  | 300万円または時価損害額のいずれか低い額         |  |
| 類焼先が半損の場合<br>(時価の20%以上80%未満の損害)      | <b>150万円</b> または時価損害額のいずれか低い額 |  |
| 類焼先が <b>一部損</b> の場合<br>(時価の20%未満の損害) | 50万円または時価損害額のいずれか低い額          |  |

#### 用語の解説

**時価**…損害の生じた地および時における類焼補償対象物の価額をいいます。

#### 総支払限度額

# 1事故につき 3,000万円

- ●共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- ●共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を適用します。

# 見舞金をお支払いする対象物

- 1.ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
- 2.ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の 親族の所有する建物・動産
- 3.自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- 4. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 5.貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 6.建築中または取り壊し中の建物
- 7. 建売業者等が所有する売却用の建物
- 8.国、地方公共団体等の所有する建物
- 9.動物、植物

共済金をお支払いできない場合については「約款」「重要事項説明書」をお読みください。

# 価額協定共済特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

損害が生じた地および時と同等の建物や家財を再築・再購入するために必要な金額(再調達価額)でご契約金額を設定し、 それを限度として損害の額を損害共済金としてお支払いします。

また、共済の対象が全損になった場合には共済金額の10%に相当する額を特別費用共済金としてお支払いします。(1事故につき1敷地内200万円限度です)

#### お支払いする共済金

損害の額を再調達価額基準でお支払いします。

P3 5 水災の「共済金をお支払いする場合」①の水害共済金は次のいずれか低い額となります。

- ●損害の額の70%
- ●共済金額の70%

▶いずれか低い額

※②③④の場合はP3、4の「お支払いする共済金」と同じです。

#### 共済金をお支払いする場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いする場合 (P3)」と同じです。

※台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、電災または豪雪、雪崩による雪 災によって共済の対象の損害の額が20万円以上となったとき。

# 特約契約ができる物件

一つの建物の合計床面積が660㎡未満で減価割合が50%以下の建物 およびこれに収容される家財が共済の対象となります。

※作業割増を付加する普通物件および工場物件には付帯できません。 ※共済期間が5年を超えるご契約はこの特約を付帯できません。



#### 共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いできない主な場合 (P1、2)」と同じです。

# 地震見舞金補償特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

地震や噴火またはこれらによる津波によって、特約契約が付帯される建物や建物内収容動産に損害が生じた場合に見舞金をお支払いします。

- ●建物は、住宅のほか店舗、事務所、工場、倉庫も特約の共済の対象となります。
- ●建物内収容動産は、家財ほか什器・備品、機械・設備、商品・製品も特約の共済の対象となります。
- ●主契約の共済の対象が全壊または全損の場合に、1物件1敷地内100万円を限度として見舞金をお支払いします。

# 地震見舞金補償特約付契約 の適用掛金 (特約共済金額10万円の年間掛金) 構造 イ.構造 口.構造 建物、収容動産 84円 165円 イ構造 耐火構築物、準耐火構築物および省令準耐火建物等

# 見舞金をお支払いする損害

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、特約契約が付帯される主契約の共済の対象に生じた損害が全損、半損または一部損にした場合に見舞金をお支払いします。

# 特約共済金額100万円を付帯した場合



# 特約契約ができる物件および契約限度額

- ●地震見舞金特約条項における共済の対象は、主契約の建物または建物 内収容動産とし、この特約の共済金額は主契約の10%以内で1敷地 内の限度額を100万円とします。
- ●新規のご契約は昭和56年6月1日以降に新築された建物となります。

# お支払いする見舞金

#### 1. 建物の損害に対する見舞金

|     |    | 建物の主要構造部の損害の額              | 焼失または流失した床面積の割合              | お支払額                   |
|-----|----|----------------------------|------------------------------|------------------------|
| 全   | 損  | 共済価額の<br><b>50%以</b> 上     | 延べ床面積の<br><b>70%以上</b>       | 特約共済金額の<br>100%        |
| 半   | 損  | 共済価額の<br><b>20%以上50%未満</b> | 延べ床面積の<br><b>20%以上70%未満</b>  | 特約共済金額の<br><b>50</b> % |
| — i | 部損 | 共済価額の<br>3%以上20%未満         | 水災で床上浸水または地盤面<br>より45㎝を超える浸水 | 特約共済金額の<br>5%          |

※建物の主要構造部とは、土台、柱、壁、屋根等をいいます。

#### 2. 動産の損害に対する見舞金

|     | 動産の損害の額         | お支払額         |  |
|-----|-----------------|--------------|--|
| 全 損 | 共済価額の80%以上      | 特約共済金額の 100% |  |
| 半 損 | 共済価額の30%以上80%未満 | 特約共済金額の 50%  |  |
| 一部損 | 共済価額の10%以上30%未満 | 特約共済金額の 5%   |  |

※1回の地震および72時間以内に発生した2以上の地震などでお支払いする地震見舞金総額は10億円を限度とします。

共済金をお支払いできない場合については「約款」「重要事項説明書」をお読みください。

# 折価共済特約 **COMPANIE**

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

損害が生じた地および時と同等の建物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するために必要な金額(再調達価額)でご契約金額を設定し、それを限度として損害の額を損害共済金としてお支いします。

#### お支払いする共済金

損害の額を再調達価額基準でお支払いします。P3、4 1 ~ 9 の事故の「共済金をお支払いする場合」の「お支払いする共済金」となります。



# 特約契約ができる物件

減価割合が50%以下の建物が共済の対象となります。

| 建物の減価割合        | 再調達価額に対する契約限度の割合(係数) |  |
|----------------|----------------------|--|
| 30%を超え40%以下の場合 | 90%                  |  |
| 40%を超え50%以下の場合 | 80%                  |  |

- ※上表の減価割合および係数は再調達価額の(100%)を基準とした場合の百分率です。
- ※共済期間が5年を超えるご契約はこの特約を付帯できません。

#### 共済金をお支払いする場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いする場合 (P3) | と同じです。

※台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、電災または豪雪、雪崩による雪 災によって共済の対象の損害の額が20万円以上となったとき。

# 共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いできない主な場合(P1、2) | と同じです。

.

# ● 万一事故が発生した場合は

●万一事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご 連絡ください。

# ● 口座振替制度のご利用について

●火災共済では共済掛金の口座振替制度を設けております。詳しくは取扱 代理所または当組合にお問い合わせください。

# ● 割引について

- ●建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が 10年未満である場合、共済掛金の割引があります。
- ●長期一括割引率の適用により、1年契約を毎年継続されるよりも共済掛金が割安になります。
- ●長期年払を選択し、指定口座を提携金融機関に設定していただいた場合、契約年数に応じて割引が適用されます。 詳しくは取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

# ● 共済の対象の所在地やそれを収容する建物について

- ●共済の対象の所在地が契約者住所と異なる場合には申込書等に記載が必要となります。
- ●共済の対象が動産の場合には動産を収容する建物をご確認ください。動産を収容する建物の構造、用法、職作業等により共済掛金を算出するために必要となります。

# ● 次の物を共済の対象に含める場合には、申込書に明記してください

- ●自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量 125cc以下のもの)を除きます。)※総合火災共済を除きます。
- ●通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに類するもの
- 1 個(組)30万円を超える貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、 骨董、彫刻物その他美術品
- ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これに類するもの

# ● 共済金をお支払いできない主な場合

- ●共済契約者、被共済者、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、 重大な過失、法令違反
- ●火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹災・雪災、水災、物体の落下・飛来・衝突、水濡れ、騒擾・集団行動などに伴う暴力行為の事故の際における共済の対象の紛失または盗難
- ●戦争、または外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その 他これらに類似の事変または暴動
- ●地震、噴火またはこれらによる津波(地震火災費用共済金については、共済金をお支払いします。)
- ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

# ● 重大事由による解除

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が組合に共済金を 支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせよ うとしたこと。
- ②共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺 行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと。
- ③ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。 上記①から③のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと。

# ● ご契約の際にご注意いただきたいこと

- ●共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。
- ●共済契約者には共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます)に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に☆印が付されている項目が通知事項となります。
- ●このパンフレットは「総合火災共済」「普通火災共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」「重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。

# ● ご契約後の契約内容の変更などについて

ご契約後に以下の変更などが発生した場合は、取扱代理所または当組合にご連絡ください。

- ①建物の構造用途の変更 ......(例)鉄骨造の建物に木造部分を増築したとき
- ②共済の対象の移転等......(例)建物内に収容していた商品を別の場所に移転させたとき
- ③建物の使用用途の変更 ......(例)住宅として使用していた建物が家財がなくなり空家になったとき
- ④建物内の職作業の変更や作業規模の変更 .....(例)食料品販売から料理飲食店になったとき や工場内の作業人員の増減があったとき
- ⑤**建物の面積の変更**......(例)建物を増改築し面積の増減があったとき
- ⑥ご契約後の契約内容の変更 ......(例)建物の譲渡により所有者が変更に なったとき
- ②ご契約者の住所・連絡先の変更 .....(例)転居や移転により住所や連絡先が変更になったとき
- ③その他の事項の変更 .....(例)申込書および契約証書の記載事項 について変更が生じたとき

当組合への苦情またはご相談、ご要望等は下記までご連絡ください。 新潟県火災共済協同組合 お客様相談窓口

**፴** 0120-025-744 【受付時間】平日 午前9:00~午後5:00(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

当組合との間で問題を解決できない場合は下記でも苦情およびご相談を受け付けしております。

全日本火災共済協同組合連合会(日火連)火災共済相談受付センター

■ 0120-562630 【受付時間】平日 午前9:00~午後5:00(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

当組合および日火連が連携を図りながら対応いたしますが、解決ができない場合には下記へご相談いただくこともできます。 一般 社団 法 人日 本共済協会共済相談所

TEL 03-5368-5757 【受付時間】平日 午前9:00~午後5:00(土·日·祝日、年末年始を除きます。)

火災共済は当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約 をお引き受けいたします。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問合せください。

# 入 新潟県火災共済協同組合

(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502 【受付時間】平日 午前8:30~午後5:15 取扱代理所